

平成25年 4月24日開催

石狩市教育委員会会議（4月定例会）資料

<議 案>

- 1 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について・・・P 1

<報告事項>

- 1 平成25年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について・・・P 2～P 3
- 2 平成24年度学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）に関する調査結果について・・・P 4
- 3 ふらっとくらぶ（教育支援教室）の移転について・・・P 5

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第1号
石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成25年4月24日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則
石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（図書館資料の複写） 第17条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項に規定する範囲内において、これを行うことができる。 2 略	（図書館資料の複写） 第17条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項及び第3項に規定する範囲内において、これを行うことができる。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
この規則は、平成25年4月24日から施行する。

＜報告事項 1＞

平成 25 年度（平成 24 年度実施分） 石狩市教育委員会の点検・評価の実施について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 23 年度実施分）については、平成 24 年度の教育委員会の点検・評価（平成 23 年度実施分）と同様に、市の行政評価との整合性を図り、当該手続の手法や事務スケジュールを勘案し実施し、併せて、教育プランの進捗状況についても点検・評価するものとする。

1 対象項目と点検評価の方法

① 教育委員会の活動状況

項 目	対 象	点検評価の方法	学識経験者の 知見活用
教育委員会 の活動状況	・ 会議の開催状況 ・ 審議事項の内容	教育委員会議資料 （議案・議事録等） をもとに、総務企 画課にて資料作成	石狩市教育委 員会外部評価 委員会にて意 見をもらう
教育委員会 会議以外の 活動状況	・ 各種関係機関等への出席・意見交換や研修活動 ・ 教育現場の実態把握（学校訪問・視察等） ・ 各種行事、事業への参加等 ・ その他の教育行政の運営に関する諸活動 ・ 市民、団体等との意見交換の場への参加	各教育委員から の報告などをも とに、総務企画課 にて資料作成	

② 事務事業の点検評価の方法

対 象	項 目	点検評価の方法		学識経験者の 知見活用
		パブリック コメント	手法	
市教育委員会の所管する全 事業（下記の事業含む）	教育プランの大 項目ごとに該当 する各事業	－	内部評価	石狩市教育委 員会外部評価 委員会にて意 見をもらう
上記の内、市行政評価（内、 事業評価）のパブリックコメ ント対象となっている事業 （評価対象事業）※	教育プランの大 項目ごとに該当 する主要な事業 （30 事業）	市行政評価手 続として市長 部局にて実施	市 行 政 評 価 （事業評価） の結果をもっ て評価とする	

※ 市の行政評価では、平成 24 年度に引き続き、原則全事業・施策対象としてパブリックコメントを行うこととしているが、一部については評価対象外とし、パブリックコメントを実施しない（評価対象外事業）。市教育委員会としても、同様に扱うこととし、その事業については、改めて評価及びパブリックコメントは実施しない。

2 石狩市教育委員会外部評価委員会について

- ・外部評価委員会の開催予定 行政評価会議（9月）以降に開催（1～2回程度）
- ・外部評価委員からの意見については、「教育委員会会議等の活動状況」、「教育委員会会議以外の主な活動状況」ごとに「分析・評価及び今後の方向性」などの記載中に適宜盛り込むものとする。
- ・3委員の意見を取りまとめたうえで、記載する。

石狩市教育委員会外部評価委員（任期3年）

役職	氏 名	任期	区 分	所 属 等
委員長	村瀬 千樫	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	学識経験者	北海道教育大学教員免許状更新 講習コーディネーター
副委員長	漆 恵子	同上	学識経験者	石狩ユネスコ協会事務局長
委員	伊井 義人	同上	学識経験者	藤女子大学人間生活学部人間生 活学科准教授

3 事務スケジュール

月		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
教育委員会 の点検・評価	教育委員会 の活動		・教育委員会会議の 開催状況等の確認 ・各委員の活動状況 の確認			教育委員会会議に 中間報告		外部評価委員会 の開催	教育委員会会議で 決定		点検・評価結果 公表		
	事務事業		・事務事業 点検評価作業 ・行政評価 対象事業選定										・市ホームページ公表 ・市議会へ報告 ・石狩市教育委員会 外部評価委員へ報告
（内、市行政評価 事業評価）		事業評価シート作成	1次評価 担当課長	パブリックコメント			2次評価 担当部長	行政評価会議					

※ 市行政評価スケジュールの変更により、教育委員会の点検・評価スケジュールを変更する場合がある。

＜報告事項 2＞

平成 24 年度学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）に関する調査結果について

※学級がうまく機能しない状況とは・・・

「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」

1. 該当校について

- ①学級がうまく機能しない状況にあった学校数・・・3校
- ②兆候が見られた学校数・・・1校

2. 主な原因、要因について(重複あり)

原 因 ・ 要 因 項 目	小	中	計 (校)
・教師の指導力が不足し、学級経営に柔軟性を欠いていた	3	0	3校
・学級担任と子どものコミュニケーションが十分でなかった	1	1	2校
・いじめなど問題行動への適切な対応が遅れた	1	0	1校
・授業の内容や指導方法に不満を持つ子どもがいた	1	0	1校
・自己中心的な言動をする子どもがいた	3	1	4校
・特別な配慮を必要とする子どもがいた	1	0	1校
・家庭との連携が図れず、信頼関係が築けなかった	1	1	2校
・その他	1	0	1校

3. 学校としての対応について(重複あり)

対 応 項 目	小	中	計 (校)
・管理職等による教室訪問など学級担任への指導を行った	3	0	3校
・ティーム・ティーチングなど複数の教員で指導を行った	3	1	4校
・職員会議等で情報交換を行った	2	1	3校
・保護者会等を実施して状況を説明した	1	1	2校
・保護者が交替で授業を観察するなど保護者の協力を得た	2	0	2校
・関係機関との連携を図った	2	1	3校
・学級担任を交替した	1	0	1校
・その他	1	0	1校

4. 学校での対応の結果

- ・改善がみられている・・・3校（小学校3校）
- ・継続中・・・1校（中学校1校）

< 報告事項 3 >

ふらっとくらぶ（教育支援教室）の移転について

1. 設置場所

石狩市花畔3条1丁目263-2

（電話・ファックス 0133-62-8411）

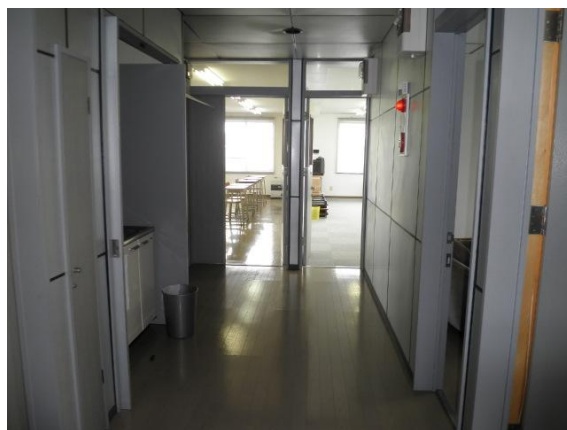
2. 開設期間等

（1）開設期間 4月から翌年3月まで

（2）開設日 毎週月曜日から金曜日

（3）開設時間 月曜日から木曜日～午前9時30分から午後3時00分まで
金曜日～午前9時30分から正午まで

※ただし、教育委員会が認めた場合は、開設日時を変更できるものとする。



コミュニティ・スクール「学校運営協議会制度」に関する（提案）

I 提案理由

石狩市は、様々な教育課題を抱えておりますので、その取組の一方策として、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、よりよい学校を作り上げていくことを目指した、コミュニティ・スクール「学校運営協議会制度」について、下記の現況にありますことから、市教委として本格的に調査・研究に着手することをご提案申し上げます。

記

- 1 平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして、コミュニティ・スクールが導入され、平成 24 年 4 月 1 日現在 1,183 校に拡大しております。
- 2 文部科学省では、今後 5 年間（平成 24 ～ 28 年度）で、コミュニティ・スクールの数を、公立小中学校の 1 割（約 3,000 校）に拡大するとの推進目標を掲げ、普及の取組を行っています。
- 3 去る 4 月 15 日に、教育再生実行会議から「教育委員会制度の在り方について（第二次提言）」がなされ、3「地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。」では、
 - ① 社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。
 - ② 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。
 - ③ 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。と記載されております。

Ⅱ 参考資料（抜粋等）

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）～光文書院「教育用語集」

- ① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってよりよい学校を作り上げていくことを目指す制度である。2004（平成 16）年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして、コミュニティ・スクールが導入され、コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、学校を設置する教育委員会が決定する。
- ② コミュニティ・スクールに設置される学校運営協議会は、保護者や地域住民の中から教育委員会に任命される委員で構成される合議制の機関であり、「校長の作成する学校運営の基本方針の承認」「教職員の任用に関し、教育委員会に意見を述べる」などの権限を有している。このことから、コミュニティ・スクールにおいては、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域住民が責任と権限を持って意見を述べることで制度的に保障され、その意見を踏まえた学校運営が進められることとなっている。

2 コミュニティ・スクール～文部科学省

3 コミュニティ・スクールの指定状況～文部科学省

- ① 地域住民や保護者等が学校づくりに参画するコミュニティ・スクールの指定校数が昨年度の 789 校（平成 23 年 4 月 1 日現在）から大幅に増え、1,183 校（平成 24 年 4 月 1 日現在）に拡大しました。
- ② 文部科学省では、今後 5 年間（平成 24 ～ 28 年度）でコミュニティ・スクールの数を公立小中学校の 1 割（約 3,000 校）に拡大するとの推進目標を掲げ、普及の取組を行っています。

4 「教育委員会制度の在り方について（第二次提言）」～教育再生実行会議

- ① 21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要があります。このため、「教育再生実行会議」を開催しています。
- ② 去る 4 月 15 日に、教育再生実行会議から「教育委員会制度の在り方について（第二次提言）」がなされ、はじめに～の冒頭に、教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、

自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。と記されております。

- ③ 4頁下段 3「地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。」では、社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。
- ④ 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。
- ⑤ 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

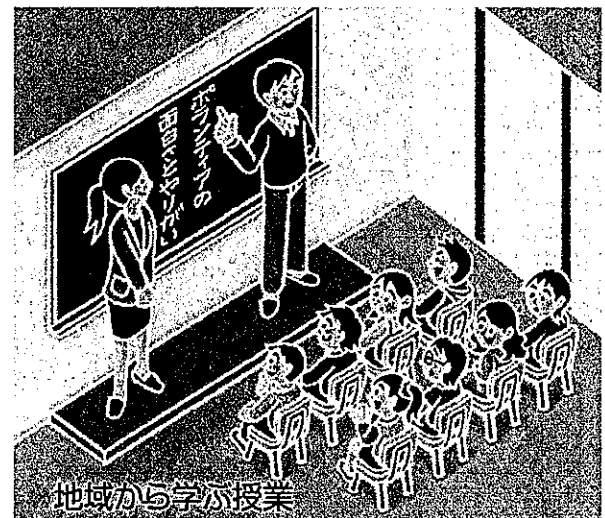
コミュニティ・スクール「学校運営協議会制度」に関する（提案）

参考資料一覧

- 1 教育用語集「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」（光文書院）
- 2 コミュニティ・スクール（文部科学省）
- 3 コミュニティ・スクールの指定状況（平成24年4月1日）（文部科学省）
- 4 教育委員会制度等の在り方について【第二次提言】（教育再生実行会議）

コミュニティ・スクール

文部科学省では、地域とともにある
学校づくりを推進しています!!



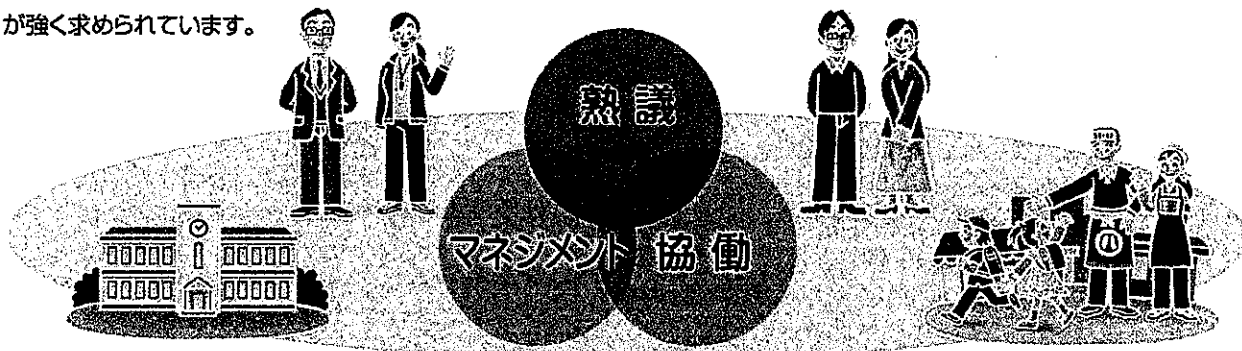
地域とともにある学校づくりを目指して

学校と地域の人々(保護者・地域住民等)が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちをはぐくんでいくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

こうした地域とともにある学校づくりを進めていくために、

- ★学校と地域の人々が、みんなでよく考え、話し合っていくこと(熟議)
- ★同じ目標に向かって、一緒になって活動していくこと(協働)
- ★校長を中心に、人をつなぎ、学校の組織としての力を上手に引き出すこと(学校のマネジメント)

が強く求められています。



※地域とともにある学校づくりについては、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」(学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 平成23年7月5日)に詳しく示していますので御参照ください。

コミュニティ・スクールは、地域とともにある学校づくりを進める上での有効なツールとして期待されています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、地域の公立学校の運営にあつたの声を生かす仕組みです。
※学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

コミュニティ・スクールのイメージ



●保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映する「学校運営協議会」を設置可能とするため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正。平成16年9月9日より施行。

Q&A コミュニティ・スクールって何？

Q1 どんな仕組みですか？

コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんなどが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していきます。

Q2 他の学校とどこが違いますか？

学校運営に当たって、保護者や地域の皆さんの参画が仕組みとして保障されていることが他の学校との違いです。学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく、そんな学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことが、コミュニティ・スクールの一番のねらいです。

Q3 学校運営協議会の委員には誰でもなれるのですか？

学校運営協議会委員には保護者と地域の皆さんが含まれる必要があります。その他のメンバーについては、学校や地域の実情を踏まえて教育委員会で定めることになっています。また、委員の選出方法など、具体的な手続きについても教育委員会で定められます。委員構成のバランス等にも配慮しつつ、熱意ある優れた人材を選んでいただくことが期待されます。

Q4 地域の学校をコミュニティ・スクールに指定するには？

コミュニティ・スクールは、小・中学校はもちろん幼稚園や高等学校などの地域の公立学校に導入可能です。導入するかどうかは、学校、保護者や地域の皆さんの意向等を踏まえて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が決定します。

Q5 学校運営協議会はどのようなことができるのですか？

学校運営協議会の主な役割は3つあります。

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ・学校の重点目標や年間の学校行事計画などの基本方針について、校長の説明を受け承認
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
 - ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めている」、「学校にエアコンを入れて欲しい」「学校予算を増やして欲しい」などの意見
- 教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。
 - ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」などの意見

Q6 人事の意見は出さなければいけないのですか？

Q5で述べた学校運営協議会の役割は、地域や学校の実情に応じて、多様な形で運用されますので、「人事に関する意見」を述べない学校運営協議会もあり得ます。

「人事に関する意見」については、このほかにも、意見を出す前に校長の意見を聞いている例や、校長を経由して教育委員会に意見を述べている例など、地域の実情に応じた多様な運用が見られます。

Q7 コミュニティ・スクールの成果や課題

学校が抱える様々な課題を解決するために、地域と連携した学校づくりに積極的に取り組むことで、例えば次のような成果をあげています。

- 地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域の皆さんが先生役や見守り役として学校に協力する姿が見られるようになってきました。
- 保護者の「学校への苦情」が「意見や提案、相談、協力」へと変化してきました。
- 地域のお祭りづくりなどに参加する子どもが増え、地域が活性化してきました。

一方で、学校運営協議会の協議の形骸化や地域住民の参画の偏り、継続的な取組を進めるための支援の不足などの課題も見られています。

こうした課題の解決に取り組んでいる教育委員会や学校等の実践例を5～8ページに載せていますので、御覧ください。



トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > コミュニティ・スクールについて > コミュニティ・スクールの詳細 > コミュニティ・スクールの指定状況について > コミュニティ・スクールの指定状況(平成24年4月1日)

コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールの指定状況(平成24年4月1日)

コミュニティ・スクールが1,183校に拡大

地域住民や保護者等が学校づくりに参画するコミュニティ・スクールの指定校数が昨年度の789校(平成23年4月1日現在)から大幅に増え、1,183校(平成24年4月1日現在)に拡大しました。

コミュニティ・スクールは、ここ数年、年度ごと150校程度ずつ増えてきましたが、今回394校増となりました。

また、これまで未導入だった15道府県のうち、新たに6道府県で指定されるなど、文部科学省が目標とする約3,000校に向けて広がりが加速しています。

コミュニティ・スクールについて

○ コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。

○ 文部科学省では、今後5年間(平成24～28年度)でコミュニティ・スクールの数を公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大するとの推進目標を掲げ、普及の取組を行っています。

コミュニティ・スクールの現状

○ 平成24年4月1日現在、1,183校がコミュニティ・スクールに指定され、学校運営協議会を設置しています(平成23年度789校→平成24年度1,183校、前年度比394校増※前年度に比べ2.6倍の増え方)。

○ コミュニティ・スクールを指定している教育委員会は、都道府県別では38都道府県(昨年度比6道府県増)、学校設置者別では3県122市区町村です(昨年度比1県23市町村増)。

○ また、設置する小中学校すべてをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会が、昨年度の約2倍の22市町村となっています(昨年度比12市町村増)。

<学校種別の内訳>

校種	指定校数	増加数(前年度比)
幼稚園	55	13園増
小学校	786	247校増
中学校	329	130校増
高等学校	6	2校増
特別支援学校	7	2校増
合計	1,183	394校増

<設置する小中学校すべてをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会(全22市町村)>

福島県大玉村 (3校)	東京都三鷹市 (22校)	神奈川県開成町 (3校)※	新潟県聖籠町 (4校)
----------------	-----------------	------------------	----------------

コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールと熱議

コミュニティ・スクールの詳細

初中教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)掲載事例

文部科学省の推進施策

コミュニティ・スクール企画委員会及び推進員

コミュニティ・スクールについてのQ&A

その他

新潟県上越市 (76校)※	三重県鈴鹿市 (40校)	滋賀県長浜市 (41校)※	岡山県早島町 (2校)
岡山県矢掛町 (8校)※	山口県柳井市 (17校)	山口県周南市 (46校)※	山口県長門市 (17校)※
高知県大川村 (2校)※	福岡県春日市 (18校)	福岡県福津市 (10校)※	福岡県宇美町 (8校)※
福岡県岡垣町 (7校)※	福岡県筑前町 (6校)※	熊本県氷川町 (5校)	熊本県小国町 (2校)※
熊本県産山村 (2校)	宮崎県えびの市 (9校)※		

「※」印は、今回新たに小中学校すべてを指定している教育委員会となった市町村。

<指定校数の多い教育委員会 (※指定校数20校以上)(指定校数順)>

京都市 (183校)	岡山市 (129校)	新潟県上越市 (76校)	東京都世田谷区 (75校)
横浜市 (69校)	愛知県一宮市 (50校)	島根県出雲市 (49校)	山口県周南市 (46校)
滋賀県長浜市 (42校)	三重県鈴鹿市 (40校)	山口県山口市 (35校)	東京都八王子市 (31校)
東京都三鷹市 (22校)			

<指定状況の推移>

基準日	指定校数	増加数(前年比)	学校設置者数	都道府県数
平成17年4月1日	17校	—	6市区	4都府県
平成18年4月1日	53校	36校増	1県 15市区町	13都府県
平成19年4月1日	197校	144校増	1県 41市区町村	25都府県
平成20年4月1日	341校	144校増	2県 63市区町村	29都府県
平成21年4月1日	475校	134校増	2県 72市区町村	30都府県
平成22年4月1日	629校	154校増	2県 82市区町村	31都府県
平成23年4月1日	789校	160校増	2県 99市区町村	32都府県
平成24年4月1日	1,183校	394校増	3県122市区町村	38都道府県

※学校設置者数の3県(千葉県、三重県、高知県)は、県立高等学校を指定。

<都道府県別指定状況>

※「-」は未導入県

都道府県名	指定校数 (A)	内訳					昨年度 (B) ※昨年度公表 データ	昨年度比 (A)-(B)	新規導入 の 設置者
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学 校			
北海道	2	0	1	1	0	0	0	2	○
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県	6	0	3	3	0	0	6	0	
宮城県	1	0	1	0	0	0	1	0	
秋田県	1	0	1	0	0	0	1	0	
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	
福島県	6	2	3	1	0	0	6	0	
茨城県	1	0	1	0	0	0	0	1	○
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	2	0	2	0	0	0	2	0	
埼玉県	1	0	1	0	0	0	1	0	
千葉県	5	0	2	1	2	0	1	4	
東京都	166	0	110	56	0	0	130	36	
神奈川県	80	0	55	24	1	0	65	15	
新潟県	80	0	57	23	0	0	4	76	
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	1	0	1	0	0	0	0	1	○
長野県	6	0	5	1	0	0	5	1	
岐阜県	10	0	10	0	0	0	8	2	
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛知県	50	0	34	16	0	0	31	19	
三重県	51	0	36	14	1	0	49	2	
滋賀県	43	1	29	13	0	0	8	35	
京都府	189	8	145	29	0	7	176	13	
大阪府	4	0	4	0	0	0	0	4	○
兵庫県	2	0	1	1	0	0	3	-1	*
奈良県	2	0	1	1	0	0	2	0	
和歌山県	1	0	0	1	0	0	1	0	
鳥取県	6	0	4	2	0	0	5	1	
島根県	49	0	36	13	0	0	49	0	
岡山県	145	44	68	32	1	0	97	48	
広島県	1	0	1	0	0	0	1	0	
山口県	139	0	92	47	0	0	54	85	
徳島県	5	0	3	2	0	0	4	1	
香川県	2	0	2	0	0	0	2	0	
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	9	0	5	3	1	0	7	2	
福岡県	60	0	42	18	0	0	40	20	
佐賀県	9	0	3	8	0	0	5	4	
長崎県	1	0	1	0	0	0	0	1	○
熊本県	24	0	13	11	0	0	20	4	
大分県	10	0	8	4	0	0	3	7	
宮崎県	11	0	8	5	0	0	2	9	
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	
沖縄県	2	0	1	1	0	0	0	2	○
合計	1183	55	786	329	8	7	789	394	6

※学校の統廃合による減

＜市区町村別指定状況＞

※網掛け(オレンジ色)は設置する小中学校すべてをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会

都道府県名	市区町村名	指定校数 (A)	内訳					昨年度 (B) ※昨年度公表 データ	昨年度比 (A)-(B)	新規導入 の 設置者
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学 校			
北海道	三笠市	2		1	1			0	2	○
岩手県	岩手町	6		3	3			6	0	
宮城県	柴田町	1		1				1	0	
秋田県	大館市	1		1				1	0	
福島県	三春町	1		1				1	0	
	※※大玉村※※	5	2	2	1			5	0	
茨城県	小美玉市	1		1				0	1	○
群馬県	高崎市	1		1				1	0	
	伊勢崎市	1		1				1	0	
埼玉県	川口市	1		1				1	0	
千葉県	習志野市	1		1				1	0	
	習志野市	2		1	1			0	2	○
	県立学校	2				2		0	2	○
東京都	新宿区	4		3	1			4	0	
	文京区	2		1	1			2	0	
	世田谷区	75		52	23			47	28	
	杉並区	18		11	7			16	2	
	北区	1		1				1	0	
	足立区	4		1	3			2	2	
	八王子市	31		18	13			27	4	
	武蔵村山市	3		2	1			2	1	
	※※三鷹市※※	22		15	7			22	0	

	小山市	4		4			3	1
	日野市	2		2			2	0
神奈川県	横浜市の	69		47	21	1	55	14
	川崎市	8		8	2		8	0
	川崎市	3		2	1		2	1
新潟県	新潟市の	4		3	1		4	0
	新潟市の	78		54	22		0	78
山梨県	甲斐市の	1		1			0	1
長野県	上田市の	1		1			1	0
	諏訪市の	1		1			1	0
	飯山市	1		1			1	0
	長野市の	2		1	1		1	1
	阿智町の	1		1			1	0
岐阜県	岐阜市の	8		8			8	2
	多治見市の	2		2			2	0
愛知県	一宮市の	50		34	16		31	19
三重県	津市の	2		1	1		2	0
	伊勢市の	1		1			1	0
	鈴鹿市の	40		39	10		40	0
	いなべ市の	2		2			2	0
	伊賀市の	1		1			1	0
	御浜町の	2		1	1		2	0
	亀山市	1		1			0	1
	志摩市の	1		1			0	1
	県立学校の	1				1	1	0
滋賀県	湖南市の	1		1			1	0
	長浜市の	42	1	28	13		7	35
京都府	京都市	183	8	140	28	7	171	12
	福知山市	1		1			1	0
	久御山町の	3		3			2	1
	精華町の	1			1		1	0
	京丹波町の	1		1			1	0
大阪府	河内長野市の	4		4			0	4
兵庫県	六甲市の	2		1	1		3	-1
奈良県	奈良市の	2		1	1		2	0
和歌山県	新宮市の	1		1			1	0
鳥取県	南郷町の	4		2	2		3	1
	伯耆町の	2		2			2	0
島根県	出雲市の	49		38	13		48	0
岡山県	岡山市	128	44	59	25	1	90	39
	笠岡市の	2			2		2	0
	早稲町の	2		1	1		2	0
	勝央町の	2		1	1		1	1
	真咲町の	2			2		2	0
	矢野町の	8		7	1		0	8
広島県	庄原市の	1		1			1	0
山口県	宇都市の	3		3			1	2
	萩市の	3		1	2		2	1
	岩国市の	4		1	3		2	2
	光市の	2			2		1	1
	柳井市の	17		13	4		16	1
	美祿市の	5		3	2		4	1
	周南市の	46		30	18		2	44
	平生町の	2		2			2	0
	山口市の	35		25	10		16	19
	長門市の	17		11	6		8	9
	防府市の	5		3	2		0	5
徳島県	美波町の	2		1	1		2	0
	つるぎ町の	2		1	1		1	1
	東みよし町の	1		1			1	0
香川県	三木町の	2		2			2	0
高知県	南国市の	1		1			1	0
	宿毛市の	1		1			1	0
	中土佐町の	2			2		2	0
	西万十町の	1		1			1	0
	黒潮町の	1		1			1	0
	太田町の	2		1	1		0	2
	県立学校の	1				1	1	0
福岡県	飯塚市の	1		1			1	0
	春日市の	18		12	6		18	0
	福津市の	10		7	3		7	3
	朝倉市の	1		1			1	0
	小郡市の	1		1			0	1
	太宰府市の	1		1			0	1
	糸島市の	1		1			0	1
	宇美町の	8		5	3		6	2
	岡垣町の	7		5	2		5	2
	那珂川町の	3		2	1		0	3
	須賀町の	6		4	2		1	5
	大木町の	3		3			1	2
佐賀県	佐賀市の	3		2	1		3	0
	唐津市の	1			1		0	1
	武雄市の	1			1		0	1
	鹿島市の	1		1			0	1
	嬉野市の	3			3		2	1
長崎県	壱岐市の	1		1			0	1
熊本県	人吉市の	1			1		1	0
	玉名市の	5		2	3		3	2
	菊池市の	3		2	1		3	0
	宇土市の	3		2	1		3	0
	大牟田市の	2		2			1	1
	水川町の	4		3	1		4	0
	水川町の	1			1		1	0
	錦町の	1			1		1	0
	小国町の	2		1	1		1	1
	津井町の	9		1	1		9	0

大分県	宇佐市	1		1				1	0
	豊後高田市	3		2	1			2	1
	津久見市	1		1				0	1 ○
	臼杵市	2		1	1			0	2 ○
	玖珠町	3		1	2			0	3 ○
宮崎県	日向市	2		1	1			2	0
	えびの市	9		5	4			0	9 ○
沖縄県	糸満市	2		1	1			0	2 ○

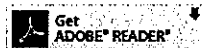
コミュニティ・スクールの指定状況(平成24年4月1日現在) (PDF:235KB)

お問合せ先

初等中等教育局参事官付運営支援企画係

03-5253-4111(代表)内線3720

メールアドレス:syosanji@mext.go.jp



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局参事官付運営支援企画係)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

お知らせ 政策について 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術 スポーツ 文化

ご意見・お問合せ プライバシーポリシー リンク・著作権について アクセシビリティへの対応について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

教育委員会制度等の在り方について
(第二次提言)

平成25年4月15日

教育再生実行会議

教育委員会制度等の在り方について

(第二次提言)

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされましたが、依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

を熱心に考え行動できる者を選入する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があったことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナショナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。
- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るため、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

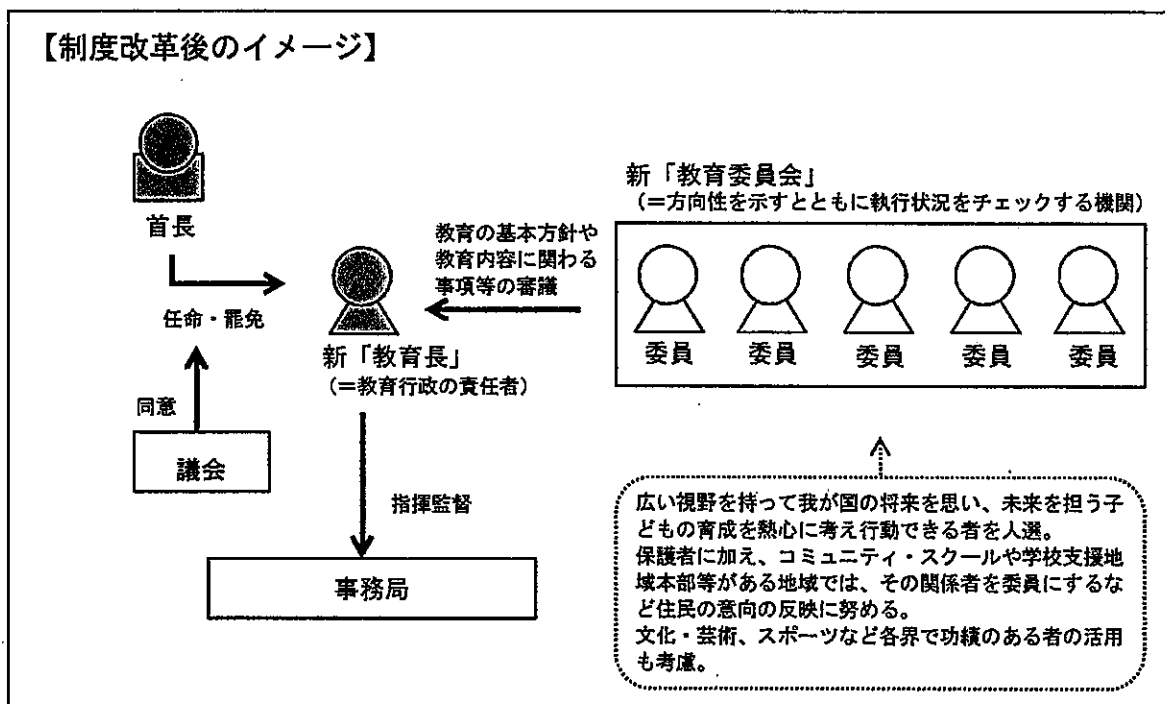
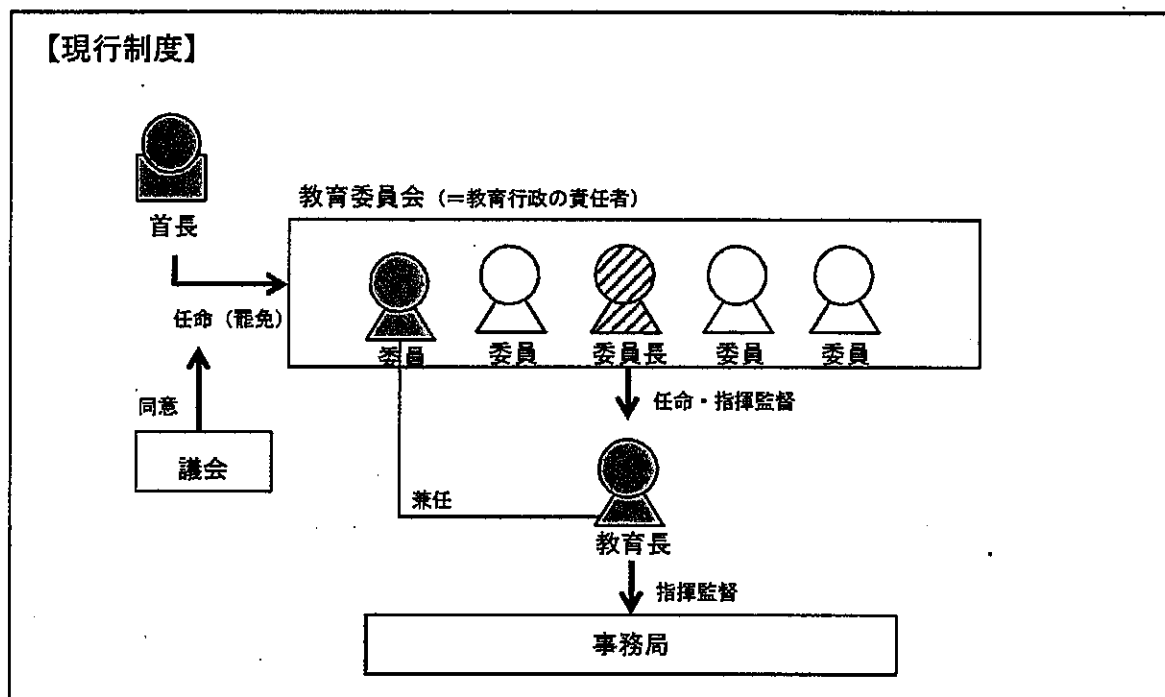
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。